

杉並区いじめ防止授業の実施について

区では、児童・生徒一人ひとりがいじめ問題に対して主体的に関われるようにすることを目的として、第一東京弁護士会との協定に基づき、以下のとおりいじめに関する授業を実施することとしましたので、ご報告します。

1 授業に関する協定

杉並区教育委員会と第一東京弁護士会とのいじめ防止授業に関する連携協定

2 授業の趣旨

いじめは、心理的・物理的な影響を与える行為であり、その行為の相手が心身の苦痛を感じているものはいじめとなること、そして自分ではいじめたと思わなくても、相手がいじめられたと感じる行為はいじめとなること、また、いかなる理由があってもいじめは許されないということなどを児童・生徒が理解することを目的としています。

3 授業の内容

- ・ 実施対象
小学校 第4学年の全児童
中学校 第1学年の全生徒
- ・ 実施方法
小学校は学級単位、中学校は学年単位での講義形式

4 授業実施期間

令和7年度中に各校1回

5 その他

- ・ 原則としてクラス単位での授業としますが、中学校では学年単位での授業とする場合もあります。
- ・ 弁護士による授業だけにとどまらず、担任等が行う振り返りの授業を設定することとしています。

【担当】

教育人事・指導課 学校問題対応支援係